



		[略]	[略]		
[略]					
4 [略]					
別表第2 (第5条関係)					
種類	支給を受ける者の範囲		手当の額		
[略]					
分娩手当	[略]				

		除く。)	除く。)		
		[略]	[略]		
[略]					
4 [略]					
別表第2 (第5条関係)					
種類	支給を受ける者の範囲		手当の額		
[略]					
分娩手当	[略]				
有害物取扱手当	病院等に勤務する企業職員のうち 医療局長が定める者	勤務1日につき300円の範囲内で 医療局長が定める額			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。